

久里第 1 浄水場再構築事業 実施方針

令和 6 年 11 月
唐津市上下水道局

目次

1	はじめに	1
2	本事業の概要	2
(1)	事業内容に関する事項	2
3	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
(1)	立地条件	9
4	事業者の募集及び選定に関する事項	10
(1)	募集及び選定方法	10
(2)	募集及び選定の手順	10
(3)	応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件	11
(4)	審査及び評価に関する事項	16
(5)	事業予定地等の見学会	16
(6)	実施方針に関する質問および意見・提案の受付および回答	17
5	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
(1)	事業契約に関する基本的な考え方	18
(2)	責任分担に関する基本的な考え方	18
(3)	予測されるリスクと責任分担	18
(4)	対象業務における要求水準	18
(5)	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	18
6	その他事業の実施に関する事項	20
(1)	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
(2)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
(3)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
(4)	公正な応募の確保	21
(5)	応募にあたっての費用負担	21
(6)	本事業において使用する言語、通貨単位等	21
(7)	提案書類の取扱い	21
(8)	本事業に係る情報の提供	22
(9)	実施方針の変更	22
(10)	実施方針に関する問い合わせ先	22

1 はじめに

唐津市水道事業(以下、「本市」という。)では、平成 29 年度に「水道事業ビジョン」を策定し、良質な飲料水の安定供給を本市の基本理念とし、これを実現するために必要となる施策を立案している。本市における経営基盤の強化を目指し、老朽化が進む基幹浄水場の再編を含む浄水場の更新計画を検討し、「唐津市浄水場再編基本計画」を策定した。その検討結果に基づき、本市では久里第1浄水場の更新を計画しており、将来的に和多田浄水場および神田浄水場等を廃止し、久里第1浄水場系統に統合する予定となっている。このため、久里第1浄水場は基幹浄水場としての重要な役割を担うことが期待される。

さらに、本市では久里第1浄水場の更新に向けた基本設計を実施後、官民連携の導入可能性調査を行い、久里第1浄水場再構築事業(以下、「本事業」という。)を設計・施工一括発注方式(以下、「DB 方式」という。)で実施することを決定した。

本実施方針は、前述の基本方針に基づき、本市が実施する本事業について、事業の概要および DB 方式を委託する民間事業者(以下、「事業者」という。)の選定に関する方針を定めるものである。

【事業コンセプト】

本事業においては、強靱性、維持管理性及び効率性に優れた浄水場の実現を図るため、以下の事業コンセプトを掲げる。

自然災害に強い浄水場

自然災害に対する強靱性を確保し、浄水場機能の停止を防ぐためのリスク対策を講じ、安全かつ安定的な給水の確保を図る。また、地震や洪水等の想定外の自然災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とする施設整備を目指す。

維持管理が容易な浄水場

日常的な運転および維持管理が容易であり、浄水量や原水水質の変動に対して柔軟に対応可能な浄水場を目指す。さらに、設備配置等の設計段階において維持管理の負担を省力化し、将来的な施設更新を考慮した施設整備を行う。

エネルギー効率の高い浄水場

ライフサイクルコスト(LCC)を考慮し、ポンプ制御方法の最適化や高効率モーターの導入等を通じてエネルギー消費量の削減を図り、エネルギー効率に優れた施設を目指す。また、ICT 技術を活用することにより、省エネルギー化および持続可能な運営を図る。

2 本事業の概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

久里第1浄水場再構築事業

イ 施設の管理者の名称

唐津市水道事業 唐津市長 峰 達郎

ウ 本事業の概要および目的

本市では基幹浄水場である久里第1浄水場(昭和46年供用開始)の更新時期を迎えている。本事業は、本市水道事業における経営基盤の強化と良質な飲料水の安定供給を目的として、新設久里第1浄水場を整備するものである。

本事業では官民連携手法の一つであるDB方式を採用し、事業者のノウハウや創意工夫を活用して、効率的かつ効果的な事業運営を図りながら、将来にわたり良質・安心・安全な水道水を確保しうる浄水場を整備することを目的として実施する。また、事業コンセプトに基づき、強靱性、維持管理性及び効率性に優れた浄水場の実現を図るための提案を求める。

エ 事業方式

本事業は、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な整備・事業運営を推進することを目的として、設計・施工一括発注方式(DB方式)により実施する。

オ 事業予定地(別紙1)

地名地番：佐賀県唐津市久里字釘山 1997-2 (ほか 8 筆)

敷地面積：30,870.00 m² (うち、新設久里第1浄水場用地 約 12,983.43 m²)



図1 位置図

カ 既存施設の概要と更新対象施設

既設久里第1浄水場及び既設久里第2浄水場の施設概要および更新対象施設は表 1、表2、別紙 2 のとおりである。また、更新前後の施設フロー図は図 2 のとおりである。

表 1 既設久里第1浄水場及び既設久里第2浄水場の施設概要(1/2)

浄水場名	施設名	形状寸法等	更新対象の有無
共通施設	① 取水場	取水門方式(表流水)	既設流用
	② 粉末活性炭接触池	上下迂流式 1.9m×1.9m×有効水深4.0m×30段 ×2池	既設流用
	③ 排泥池	5.9m×9.9m×有効水深3.0m×2池	既設流用
	④ 濃縮槽	Φ17.1m×2池	既設流用
	⑤ 脱水機棟	18.0m×13.0m 長時間型加圧脱水機 1台 1.5m ² ×191室 ろ過容量6.57m ³	既設流用
	⑥ 管理棟	18.7m×13.8m×3F A=773.2m ²	更新対象
	⑦ 粉末活性炭注入棟	8.0m×18.0m A=144.00m ²	既設流用
	⑧ 炭酸ガス注入設備	—	既設流用
	⑨ 消石灰注入設備棟	21.0m×13.0m A=273.00m ²	既設流用
久里 第1浄水場 33,200m ³ /日	⑩ 着水井	3.3m×2.5m×有効水深6.4m×1池	更新対象
	⑪ 急速攪拌池	フラッシュミキサー方式 3.3m×3.3m×有効水深6.0m×1池	更新対象
	⑫ フロック形成池	横軸フロキュレーター方式 10.15m×2.5m×4段 ×有効水深2.5m×4池	更新対象
	⑬ 薬品沈殿池	横流式沈殿池 10.0m×41.0m×有効水深3.5m×4池	更新対象
	⑭ 急速ろ過池	重力式流量制御形(在来形) 3.8m×8.0m×2セル×5池 (うち1池予備)	更新対象
	⑮ 後塩素混和池	水平迂流式 7.8m×2.4m×有効水深5.2m×1池	更新対象
	⑯ 浄水池	10.4m×15.6m×有効水深4.0m×2池 HWL +8.00m	更新対象
	⑰ 洗浄水槽	Φ11.0m×有効水深8.3m×1池	更新対象
	⑱ 洗浄排水池	6.1m×12.5m×有効水深4.0m×2池	更新対象
	⑲ 送水ポンプ室	6.8m×26.9m(温石配水池向け)	更新対象

表 2 既設久里第1浄水場及び既設久里第2浄水場の施設概要(2/2)

浄水場名	施設名	形状寸法等	更新対象の有無
久里 第2浄水場 16,000 m ³ /日	⑳ 着水井	3.0m×5.0m×有効水深3.2m×1池	既設流用
	㉑ 急速攪拌池	フラッシュミキサー方式 3.0m×3.0m×有効水深3.0m×1池	既設流用
	㉒ フロック形成池	横軸フロキュレーター方式 9.0m×2.5m×3段 ×有効水深2.5m×2池	既設流用
	㉓ 薬品沈殿池	横流式沈殿池 10.5m×33.8m×有効水深3.3m×2池	既設流用
	㉔ 急速ろ過池	重力式自然平衡形(自己洗浄形) 3.2m×6.4m×1セル×8池 (うち1池予備)	既設流用
	㉕ 後塩素混和池	水平迂流式 7.8m×13.9m×有効水深5.2m×2池	既設流用
	㉖ 浄水池	10.4m×15.6m×有効水深4.0m×2池 HWL +8.00m	既設流用
	㉗ 洗浄排水池	5.0m×7.5m×有効水深4.2m×2池	既設流用
	㉘ 送水ポンプ室	6.8m×24.4m(徳武配水池向け)	既設流用

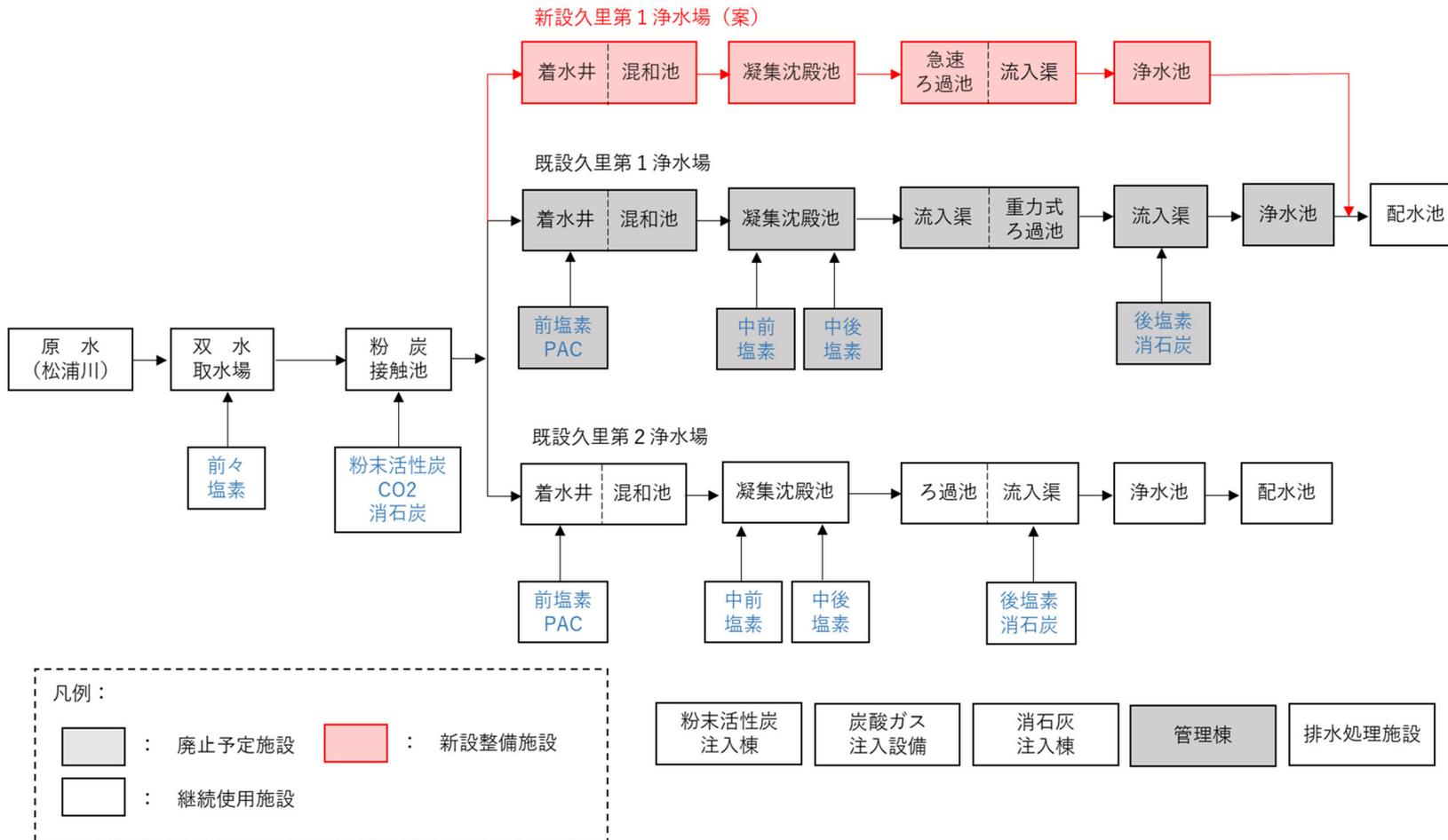


図2 更新前後の施設フロー(案)

キ 本事業の対象施設

本事業の対象施設は、以下のとおりとする。業務内容等の詳細については、要求水準書において示す。

(ア) 施設概要

本事業における対象施設(以下、「対象施設」という。)の概要は、表3に示すとおりである。

表3 新設久里第1浄水場の施設概要

項目	内容
水源	表流水(松浦川)
水利使用許可水量	40,660 m ³ /日(松浦川 40,660 m ³ /日)
計画処理水量	24,000 m ³ /日(新設久里第1浄水場) 16,000 m ³ /日(既設久里第2浄水場) 参考)33,200 m ³ /日(既設久里第1浄水場)
浄水処理方式	急速ろ過方式
排水処理方式	機械脱水方式(既存施設を継続利用)
主要な新設施設	<ul style="list-style-type: none">・ 浄水施設(着水井、急速攪拌池、フロック形成池、薬品沈殿池、急速ろ過池、浄水池、洗浄水槽等)・ 送水施設(送水ポンプ棟、送水ポンプ等)・ 排水処理施設(洗浄排水池等)・ 薬品注入施設(薬品注入棟、薬品(塩素、PAC)注入設備)・ 管理棟(中央監視制御設備等)・ 電気計装設備(受変電設備、動力設備、計装設備、遠方監視設備、ITV監視設備等)・ 場内配管、場内整備

(イ) 本事業の対象施設および対象業務

本事業の業務対象施設を表 4 に示す。

表 4 本事業の調査設計・建設工事業務の対象施設

施 設		調 査 設 計	建 設 工 事
整 備 対 象 施 設	取水・導水施設	—※1	—※1
	粉末活性炭接触池	—※1	—※1
	浄水施設	○	○
	送水施設	○	○
	排水処理施設	△※1	△※1
	薬品注入施設	○	○
	管理棟(中央監視制御設備等)	○	○
	電気計装設備(受変電設備等)	○	○
	非常用自家発電設備	—※2	—※2
	場内配管	○	○
場内整備	○	○	

※1:取水・導水施設、一部の浄水施設(粉末活性炭接触池、粉末活性炭注入設備等)、一部の排水処理施設(機械脱水処理設備等)は第2浄水場と共有の施設であるため、既存施設を継続利用する

※2:非常用自家発電設備は、別事業で発注予定

(ウ) 本事業の対象業務範囲

本事業の業務対象業務範囲は表5に示すとおりである。

表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容

業務		内容
調査	測量調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	地質調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	埋設物調査	工事への影響が考えられる埋設物の位置の確認
	周辺環境調査	工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査
	電波障害等調査	電波障害等対策に関する事前および事後調査
	説明会等実施支援	住民説明会等の資料作成および説明会への出席、その他必要な支援
設計	基本設計	表4に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計
	詳細設計	本市が承認した基本設計に基づいて行う、表4に示す整備対象施設の詳細な設計
	設計に伴う各種申請書類等の作成	設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
建設	工事	表4に示す整備対象施設の土木、建築、機械および電気の各種工事
	建設に伴う各種許認可の申請	工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
	施設の引き渡し	試運転、運転操作研修、設備台帳作成、運転・維持管理方法等を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務

(エ) 事業期間(予定)

事業スケジュールは以下を予定している。

- ・ 設計及び施工請負契約締結 令和8年3月
- ・ 設計・施工期間 令和8年4月～令和14年3月

(オ) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施するにあたり必要とされる、関連法令(法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む。)等を遵守するものとする。

ク 補助金・交付金の受給手続きへの協力

事業者は、事業期間を通して本市が国等に対して行う補助金・交付金の申請や行政手続き等に対して協力をを行うものとする。

3 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

ア 事業予定地

佐賀県唐津市久里字釘山 1997-2 ほか 8 筆

イ 敷地面積

30,870.00 m² (うち、新設久里第1浄水場用地 約 12,983.43 m²)

ウ 建設用地の制限等

都市計画地域 : 都市計画区域(非線引区域)

用途地域 : 指定なし

建蔽率 : 60%

容積率 : 200%

防火・準防火地域 : 指定なし

日影規制 : 指定なし

道路斜線制限 : 勾配 1.5

隣地斜線制限 : 勾配 1.25

騒音・振動規制 : あり

騒音規制 第 2 種区域

朝夕 50dB 以下(6:00~8:00 及び 19:00~23:00)

昼間 60dB 以下(8:00~19:00)

夜間 50dB 以下(23:00~6:00)

振動規制 第 1 種区域

昼間 60B 以下(8:00~19:00)

夜間 55dB 以下(19:00~8:00)

雨水 : 既設第1浄水場と同様に水路に排水する。

汚水 : 農業集落排水に排水する。

4 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、応募額と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。

(2) 募集及び選定の手順

ア 募集及び選定スケジュール(予定)

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

表 6 事業者の募集及び選定スケジュール

日程	内容
令和6年11月18日	実施方針の公表
令和6年11月29日 または12月2日	現地見学会の実施
令和6年12月6日	実施方針に関する質問受付締切
令和6年12月下旬	実施方針に関する質問・回答の公表
令和7年1月中旬	要求水準書(案)の公表
令和7年1月下旬	要求水準書(案)に関する質問受付締切
令和7年2月下旬	要求水準書(案)に関する質問・回答の公表
令和7年4月上旬	募集公告・募集要項等の公表
令和7年4月中旬	募集要項等に関する説明会、事業予定地の見学会の開催
令和7年4月下旬	募集要項等に関する質問受付締切
令和7年5月下旬	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和7年6月上旬	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)
令和7年6月下旬	資格審査結果の通知
令和7年7月中旬	技術対話の実施(1回目)
令和7年9月上旬	技術対話の実施(2回目)
令和7年9月下旬	提案審査に関する書類の受付締切
令和7年11月中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和8年1月上旬	優先交渉権者選定結果の通知および公表
令和8年1月上旬 ～令和8年3月中旬	契約条件等協議
令和8年3月下旬	契約の締結

(3) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件

ア 事業スキーム

応募者は、設計企業、建設企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とする。構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」といい、協力企業への下請発注にあたっては、市内企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、市内企業を活用するように努めること。

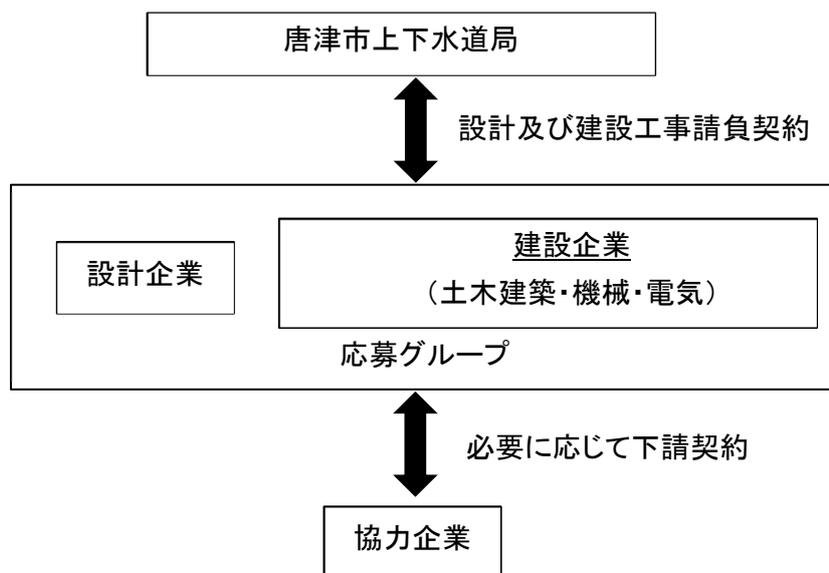


図3 事業スキーム

イ 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 応募グループを構成する企業(以下、「構成員」という。)の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。
- ② 応募グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、本施設の土木工事およびを建築工事行う企業(土木建築企業)、本施設の機械設備工事を行う企業(機械企業)、本施設の電気設備工事を行う企業(電気企業)により構成されることを基本とする。ただし、複数の業務の参加資格要件を満たす場合、1者が複数の業務を兼ねることができる。
- ③ 応募グループは構成員の中から代表企業を1社定め、代表企業以外の構成員は構成企業とする。
- ④ 代表企業はプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計及び建設の事業期間を通じて、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。また、統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。
- ⑤ 代表企業の変更は認めない。
- ⑥ 提案書提出時に、応募グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

- ⑦ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業(設計企業、土木建築企業、機械企業、電気企業)の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること。
- ⑧ 代表企業、構成企業のうち、建設業務を行う者は、地元企業を少なくとも 1 社以上含めること。なお、代表企業、構成企業に含める地元企業とは、令和 7 年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)において、住所が市内本店、市内支店又は市内営業所としての登録がある者である。
- ⑨ 協力企業については、原則唐津市内の企業を活用すること。ただし、唐津市内に対応できる企業がない場合はこの限りでない。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材等を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に活用すること。
- ⑩ プロポーザル参加資格確認のための申請書類(以下、「プロポーザル参加資格確認申請書」という。)の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- ⑪ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

ウ 応募者のプロポーザル参加資格要件

代表企業、構成企業のうち設計、建設の各業務を行う者は、それぞれ(ア)から(オ)までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

(ア) 共通事項

代表企業、構成企業は、次の①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本事業のプロポーザル参加資格確認申請書類の提出締切日から事業契約締結までの間において、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑦ 本事業に係る「唐水浄整委第1号 久里浄水場再構築 民間事業者募集選定支援業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の20%を超える株式を有し、又はその出資総額の20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。当該業務に関与した者は、以下のとおりである。
株式会社日水コン
三浦法律事務所
- ⑧ 久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(イ) 設計業務を行う者(設計企業)

設計企業は、以下に示す①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者であること。令和7年度の唐津市建設工事等入札参加資格審査申請は、令和7年1月中旬頃から市契約管理課にて受付を予定している。受付期間や申請書類など、詳しくは市ホームページ等を確認すること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ③ 技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が2名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、10,000m³/日以上以上の浄水能力(公称能力)を有する急速ろ過方式(凝集沈殿池及び急速ろ過池を含む)の浄水場の詳細設計実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

(ウ) 土木建築企業

土木建築企業は、以下に示す①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事および水道施設工事、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。令和7年度の唐津市建設工事等入札参加資格審査申請は、令和7年1月中旬頃から

市契約管理課にて受付を予定している。受付期間や申請書類など、詳しくは市ホームページ等を確認すること。

- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が土木一式工事について1,000点以上、水道施設工事について800点以上、建築一式工事について1,000点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 本工事に対応する許可業種における法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

(イ) 機械企業

機械企業は、以下に示す①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、機械器具設置工事および水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。令和7年度の唐津市建設工事等入札参加資格審査申請は、令和7年1月中旬頃から市契約管理課にて受付を予定している。受付期間や申請書類など、詳しくは市ホームページ等を確認すること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について800点以上、であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、公称能力10,000 m³/日以上上の浄水能力を有する浄水場(急速ろ過方式)の機械設備工事(凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式)の新設又は更新をした施工実績を有すること。なお、凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式は必ずしも同一の浄水場である必要はない。また、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が100分の20以上であるものに限る(乙型JVの場合は機械設備工事の分担工事額の20%以上であるものに限る。)
- ⑤ 本工事に対応する許可業種における法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

(オ) 電気企業

電気企業は、以下に示す①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ② 令和 7 年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。
令和 7 年度の唐津市建設工事等入札参加資格審査申請は、令和 7 年 1 月中旬頃から市契約管理課にて受付を予定している。受付期間や申請書類など、詳しくは市ホームページ等を確認すること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が電気工事について 1,200 点以上、電気通信工事について 1,200 点以上、であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、公称能力 10,000m³/日以上上の浄水能力を有する浄水場(急速ろ過方式)の電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)の新設又は更新をした施工実績を有すること。なお、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る(乙型 JV の場合は電気設備工事の分担工事額の 20%以上であるものに限る。)
- ⑤ 本工事に対応する許可業種における法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

エ プロポーザル参加資格要件の確認基準日

プロポーザル参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日(以下「プロポーザル参加資格審査基準日」という)とする。

オ プロポーザル参加者の失格・変更

(ア) 久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員との接触

優先交渉権者決定までの間に、久里第 1 浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員および市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。

(イ) プロポーザル参加資格審査基準日以降、優先交渉権者決定までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(ウ) 優先交渉権者決定後、基本契約締結までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(4) 審査及び評価に関する事項

ア 審査および評価方法

(ア) 参加資格の審査

応募グループの資格について、本事業への参加を希望する者に参加表明書およびプロポーザル参加資格審査申請書の提出を求め、「応募者のプロポーザル参加資格要件」に定める参加資格を有することを審査する。

(イ) 技術提案の審査

応募グループからの本事業に関わる技術提案を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、技術提案および提案価格を総合的に評価する。

なお、事業者選定基準、技術提案の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、募集公告時に示す。

イ 久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会(以下、「事業者選定委員会」という。)を本市に設置する。委員会は、応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、委員会の委員の氏名は、原則、非公表とする。

(5) 事業予定地等の見学会

事業予定地等の見学会を次のとおり開催する。

ア 事業予定地の見学会

開催日時:令和6年11月29日(金)10時~12時の2時間程度、

または、令和6年12月2日(月)10時~12時の2時間程度

開催場所:新設久里第1浄水場予定地、既設久里第1浄水場、既設久里第2浄水場

申込期限:令和6年11月25日(月)正午まで

申込方法:参加申込書(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、6.(10)に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

イ 留意事項

申込は各社ごとに行い、参加者は1社当たり2名までとする。申込時に、見学会参加希望日を記載すること。なお、先着順で希望日を割り振ることを基本とする。

見学会では実施方針は配布しない。また、見学会では質疑応答の機会を設けない。

見学会において、市職員による現地案内は行わない。ただし、市職員を同行させ、各施設への先導を行う。

(6) 実施方針に関する質問および意見・提案の受付および回答

実施方針に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、本市ホームページで公表する。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。なお、要求水準書(案)に関する質問の受付期間等は、要求水準書(案)公表時に本市ホームページで公表する。

受付期間:実施方針の公表の日から令和6年12月6日(金)正午まで

受付方法:実施方針に関する質問書(別紙様式2)に記入のうえ、6.(10)に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者に選定された応募グループと契約交渉を行い、これに基づき本市と代表企業(設計建設JVを組織する場合にはJV)との間で設計及び建設工事請負契約(以下、「事業契約」という。)を締結する。なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者又はグループの構成企業が応募参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府公示第11号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(3) 予測されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担を別紙3に示す。なお、当該リスク分担表は現段階の案であり、実施方針への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、募集公告の際に公表する設計及び建設工事請負契約書(案)により、リスク分担に関する条件を明確化する。

(4) 対象業務における要求水準

本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、募集公告時に公表する要求水準書等において示す。

(5) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

ア モニタリングの実施

事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準及び提案書において応募グループが提案した水準を達成しているか否かを確認するために、本市はモニタリングを行う。

イ モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時等の各段階において実施する。

ウ モニタリングの内容

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容等については、募集要項等において明らかにする。

エ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われる業務の対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、業務の対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

オ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

6 その他事業の実施に関する事項

(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置を講じることとし、詳細については事業契約において規定する。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市による是正勧告および事業契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア)において、本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより本市に生じた損害の賠償を請求することができる。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者による事業契約解除

本市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア)において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

(ウ) 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

本市および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない

イ 財政上及び金融上の支援

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

ウ その他の支援に関する事項

本市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力を行うものとする。

(4) 公正な応募の確保

応募書類の提出に当たって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 応募にあたっての費用負担

応募に関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

(7) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、応募グループの承諾がある場合のみ、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募グループの提案については、応募グループの承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとするが、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

イ 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

ウ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募グループが負うものとする。なお、これによって

本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募グループは、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(8) 本事業に係る情報の提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

(9) 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、募集要項公表までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、本市ホームページで公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

(10) 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

唐津市上下水道局 浄水場整備推進室

住 所:〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1-1

電 話:0955-72-9213 FAX:0955-72-9301

電子メール:jyousuijyou-seibi@city.karatsu.lg.jp